

横浜市建築審査会会議録	
日時	令和5年10月20日（金）午後1時30分から午後2時00分まで
開催場所	市庁舎18階会議室「みなと1・2・3」
出席者	委員 大関 亮子 会長 上原 伸一 委員 後藤 智香子 委員 水上 秀己 委員 勝島 聡一郎 委員 羽太 美孝 委員
	議題提案課等 鷺原 建築局 建築指導部 市街地建築課長 香取 建築局 建築指導部 市街地建築課 担当係長 若林 建築局 建築指導部 市街地建築課 職員
	幹事・関係課
	事務局 川手 建築局 建築監察部長 澤野 建築局 建築監察部 法務課長 前田 建築局 建築監察部 法務課 審査係長
欠席者	委員 豊田 奈穂 委員
開催形態	公開
傍聴人	なし
議題	1 第1号議案（建築基準法第44条第1項第2号の同意） 商業地域（青葉区青葉台一丁目100番49）において、道路内に路線バス停留所の上屋を増築すること。 2 建築審査会包括同意に関する許可処分報告 3 会議録の確認（令和5年9月15日開催分）
決定事項	第1号議案は、「同意」 その他は、「了承」
	1 第1号議案 （提案課） ※ 申請者、申請位置、申請要旨、許可事項、建築物概要等を説明 （議案の概要） ・青葉区北西部における連節バスの導入に伴い既存のバス停の上屋を一部増築するもので、道路内に建築するため許可を要するものである。

<p>議事</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存のバス停の上屋は過去に確認申請を受けて新築している。当時は建築基準法第44条第1項第2号の許可条文が無いため、建築主事の判断で建築しているため許可を取っていない。</li> <li>・歩道については、歩道の残幅員が2メートル以上となるよう計画しており、道路の通行上支障のないよう計画されている。</li> <li>・神奈川県警察・道路局・消防局とも協議し、支障がないことを確認している。</li> </ul> <p>(質疑応答)</p> <p>(委員) 市が所有している道路部分で発着する連結バスの試運転をしているのを見た記憶があるが、今回の申請は東急バスのみか。</p> <p>(提案課) 今回の申請は東急バスのみである。東急の土地に東急がバス停の上屋を建築する計画である。市の方は現在相談を受けていない。</p> <p>(委員) 既存の上屋は許可不要の時代とのことだが、扱いとしては既存不適合になるのか。</p> <p>(提案課) そうである。</p> <p>(委員) 許可の対象は、今回新しく作る上屋のみということか。</p> <p>(提案課) そうである。今回別棟として建てる部分のみである。</p> <p>(委員) 道路種別は建築基準法第42条第1項第5号ということは、道路の管理者は東急になるのか。</p> <p>(提案課) そうである。</p> <p>(委員) 道路占用許可も不要ということでしょうか。</p> <p>(提案課) そうである。</p> <p>(委員) 建築基準法第44条第1項第2号の条文上、通行上支障がないことが要件になっている。歩道の残幅員が2メートル以上という計画は、現状と同じという理解でよいか。</p> <p>(提案課) そうである。</p> <p>(委員) バスの大きさと上屋の必要性は関係ないように見えるが。</p> <p>(提案課) 資料8ページ左の図を見ていただくと、バスの昇降口と上屋の関係が分かる。昇降口に上屋がない部分があるので今回の計画で補うことになる。</p> <p>「同意」される。</p> <p>2 建築審査会包括同意に関する許可処分報告 資料2にて報告</p> <p>3 会議録の確認 (令和5年9月15日開催分) 資料3にて会議録の確認</p>
<p>資料</p>	<p>1 許可申請概要書等 (第1号議案)</p> <p>2 建築審査会包括同意に関する許可処分報告書</p>

	3 会議録（令和5年9月15日開催分）
特記事項	なし

※ 本会議録は、令和5年11月17日、各委員に確認を得、確定しました。